

公告

公立陶生病院産業廃棄物（厨房（油脂等）廃棄物）処理業務委託に関する事後審査型一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）については、次のとおりである。

令和6年1月16日

公立陶生病院組合

管理者 瀬戸市長 川 本 雅 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

公立陶生病院産業廃棄物（厨房（油脂等）廃棄物）処理業務委託

(2) 業務場所

瀬戸市西追分町160番地内外

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（債務負担行為）

(4) 業務内容

「公立陶生病院産業廃棄物（厨房（油脂等）廃棄物）処理業務委託仕様書」による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 公告日前日において、あいち電子調達共同システム（物品等）の瀬戸市における入札参加資格者名簿に、業務（大分類）「03：役務の提供等」、営業種目（中分類）「01：建物等各種施設管理」、取扱内容（小分類）「12：廃棄物・リサイクル」、取扱内容（細分類）「03：産業廃棄物処理（収集・運搬）」が登録されている者であること。

ウ 入札参加資格申請をする本店又は営業所等を愛知県内に設置している者であること。

エ 公告日から入札日までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者であること。

キ その他関係法令、規則等に違反していない者であること。

ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条第1項及び第6項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を受けている者であること。

ただし、廃掃法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可のみを受けている者は、同条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けている者を指定し、別紙3に定める委任状を提出している者であること。

(2) 業務実績に関する事項

平成25年度から令和4年度までの間に、愛知県内の300床以上の官公庁等（国、県、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人）の病院において3年以上継続して産業廃棄物（厨房（油脂等）廃棄物）処理業務の受託実績がある者であること。

3 入札参加資格確認申請

一般競争入札に参加をしようとする者（以下「入札参加予定者」という。）は、別に配付する事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）（以下「資格確認申請書」という。）に必要な事項を記入のうえ、令和6年1月25日（木）までに提出しなければならない。

(1) 資格確認申請書の提出期間

令和6年1月16日（火）から同月25日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出書類

資格確認申請書

(4) 提出場所

公立陶生病院 北棟3階 財政課財務係

(5) その他

ア 書類提出に係る費用は入札参加予定者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しないものとする。

4 設計図書の閲覧等

設計図書の閲覧及び配付並びに契約条項の提示を次のとおり行う。なお、設計図書の配付は資格確認申請書提出時に申出があった者に行う。

(1) 期間

令和6年1月16日（火）から同月25日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）

(3) 場所

ア 設計図書の閲覧及び契約条項の提示

公立陶生病院 北棟3階 総務課施設係

イ 設計図書の配付

公立陶生病院 北棟3階 財政課財務係

(4) 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問については、次のとおり質問書を持参又は電子メールにて提出すること。なお、質問が無い場合は、その旨を記載した書類を持参又は電

子メールにて提出すること。

ア 提出期間

令和6年1月26日（金）から同月30日（火）まで（持参する場合は、土曜日及び日曜日を除く。）

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出場所

公立陶生病院 北棟3階 総務課施設係

メールアドレス shisetsu@tosei.or.jp

(5) 質問の回答

令和6年2月1日（木）午後5時までに電子メールにて送付する。

5 入札執行の日時

(1) 日時

令和6年2月7日（水）午後3時00分

(2) 場所

公立陶生病院 北棟5階 第1会議室

6 入札保証金

(1) 入札参加予定者は、公立陶生病院組合契約規則（平成2年公立陶生病院組合規則第1号。以下「契約規則」という。）第9条第2項の規定に基づき契約金額の100分の5以上の入札保証金を令和6年2月6日（火）までに納めなければならない。

(2) 次に掲げる場合においては、契約規則第12条の規定に基づき入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

ア 入札参加予定者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加予定者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 入札の執行

(1) 入札は本人又は委任状を提出した代理人が持参した入札書により行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は2名以内とする。

(2) 入札回数は4回（再度入札は3回）とする。

(3) 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が1者である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

(4) 入札参加者は、契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税抜き）を入札書に記載すること。

8 予定価格等

予定価格は落札者決定後に公表する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札書の入札金額を訂正している入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

10 落札候補者の決定

- (1) 一般競争入札において、予定価格の制限内で最低の価格で入札した者を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の審査が終了するまで落札を保留するものとする。
- (2) 前号の落札候補者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

11 入札参加資格書類の提出

落札候補者は、契約担当者が指定した期限までに、次の書類等を契約担当者に提出しなければならない。

- (1) 第2項第1号イ及びウ並びに第2号について明記した書類
- (2) 第2項第1号クの許可証の写し。なお、第2項第1号クのただし書に該当する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可に関する許可証の写し及び委任状（別紙3）。

12 入札参加資格の審査

- (1) 落札候補者に対して入札参加資格要件（以下「入札要件」という。）を審査し、入札要件を満たす場合は落札者とする。
- (2) 前号の審査の結果、落札候補者が入札要件を有していないと認めた場合には、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合において、次順位者を新たな落札候補者とし、第10項の規定に基づき新たな落札候補者に対する次順位者を決定して、前号の審査を行う。
- (3) 前号の入札要件の審査は、入札参加者のうち落札者が決定するまで行うものとする。

13 業務費内訳書

落札者は、入札書に記載される入札金額に対応する業務費内訳書を提出すること。

14 契約

契約書の作成を必要とする。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約規則第33条の規定に基づき契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

ア 落札者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする履行保証保

険契約を締結したとき。

イ 落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第１００条の３第２号の規定により財務大臣の指定する金融機関と保証契約を締結したとき。

ウ 落札者が過去２年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

16 支払条件

協議のうえ決定する。

17 その他

- (1) 当該公告に記載していない事項については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令、契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合は、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき指名停止を行うことがある。

18 問い合わせ先

公立陶生病院 財政課財務係

瀬戸市西追分町 160 番地

電話 0561-82-5101（内線 5332）

FAX 0561-82-9139